

自転車等の利用マナー・ルールの確立に向けた取組について

1 はじめに

自転車等の利用マナー・ルールの確立に向けて、市の関係部署と京都府警本部とで構成する「京都市自転車マナー向上等適正化協議会」で取組内容について検討し、順次実施している。

また、今秋、自転車通行環境の整備に向けた取組として、本市が御池通で実証実験を行うとともに、国土交通省が五条通で社会実験を実施した。

さらには、本市において「京都市自転車安心安全条例」が制定されたところであり、今後ますます自転車の利用マナー向上や自転車利用環境の整備に向け、行政と市民、関係事業者が連携・協力の上、取組を進めていく必要がある。

2 京都市自転車マナー向上等適正化協議会での取組

(1) おいけフェスタ 2010 でのマナー啓発活動

ア 日時

平成 22 年 10 月 23 日（土）

イ 場所

市役所前広場・御池通（市役所前～烏丸通）南側歩道

ウ 内容

- (ア) 自転車教室「おまわりさんと一緒に御池通で自転車の交通ルールを確認してみよう！」の実施
高倉小学校の児童と保護者を対象に、京都府警五条警察署の指導のもと、自転車の安全利用に関するマナー・ルールに関する自転車教室を実施した。（参加人数：小学生 20 名、保護者 17 名）
- (イ) 交通安全啓発ブース「おまわりさんと一緒にふれあい交通安全コーナー」の出席
- ・ 交通安全クイズに答えてキャンディすくい
 - ・ 自転車保険コーナー
 - ・ 自転車の交通安全ワンポイントレッスン（狭路走行・ジグザグ走行）
 - ・ 幼児 2 人同乗用自転車の試乗会
 - ・ 自転車安全利用に関するアンケートの実施（自転車利用のルールやマナーのについての認知度や自転車保険の加入状況について調査）

(2) 自転車安全利用に関するアンケート結果【別紙 1】

(3) 御池通における実証実験での啓発活動

ア 日時

平成 22 年 11 月 12 日（金）～18 日（木）

イ 場所

御池通北側歩道（河原町通～烏丸通）

ウ 内容

(ア) 啓発活動

自転車利用者及び歩行者に対し、交通ルールの遵守と正しい通行マナーの実践を呼びかける

ため、実証実験の概要と「自転車安全利用五則」を掲載した周知ビラと啓発グッズ（自転車タイヤの空気入れ部分に取り付ける蛍光キャップまたは蛍光シール）を配布し、街頭啓発活動を行った。

(イ) アンケート調査

実証実験への意見を聞き、今後の御池通の整備や他の路線の自転車通行空間の整備に役立てるため、自転車利用者及び歩行者を対象に、アンケート調査を実施した。



↑ 実証実験



↑ 実証実験初日のオープニングイベント



↑ 啓発活動の様子



↑ アンケート調査の様子

エ 参加団体

●京都市自転車マナー向上等適正化協議会

- ・ 文化市民局地域づくり推進課（協議会事務局）
- ・ 文化市民局サービス事業課
- ・ 都市計画局歩くまち京都推進室
- ・ 建設局自転車政策課（マナー向上検討部会事務局）
- ・ 建設局道路環境整備課（自転車利用環境検討部会事務局）
- ・ 中京区役所まちづくり推進課（当番区）
- ・ 教育委員会体育健康教育室
- ・ 京都府警交通企画課
- ・ 京都府警五条警察署

●地元

- ・ 龍池学区（自治連合会）
- ・ 柳池学区（自治連合会・交通対策協議会）
- ・ 初音学区（自治連合会・交通対策協議会）
- ・ 銅駝学区（自治連合会・交通対策協議会）

3 国道9号五条通自転車道社会実験（国土交通省近畿地方整備局京都国道事務所）【別紙2】

4 京都市自転車安心安全条例

(1) 公布

平成22年11月17日

(2) 施行

平成22年12月17日（一部）

※ 第7条（第1項除く）、第8条第3項、第6項及び第7項並びに第10条は

平成23年4月1日施行

(3) 「京都府自転車の安全な利用の促進に関する条例」との相違点

●関係事業者の対象を、自転車小売業者だけでなく、自転車中古販売業者や自転車レンタル業者も含める形に拡大

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (4) 関係事業者 自転車（中古の自転車を含む。）の小売を業とする者（以下「自転車小売業者」という。）及び自転車の貸出を業とする者（以下「自転車貸出業者」という。）をいう。

●自転車損害保険の重要性を強調し、利用者だけでなく、本市及び事業者の責務を規定

(本市の責務)

第3条 本市は、次に掲げる施策の実施に努めるものとする。

- (3) 自転車損害保険等への加入の勧奨及び継続的な加入の促進

(関係事業者の責務)

第5条

3 自転車小売業者は自転車の販売に当たっては、自転車を購入しようとする者に対して、自転車損害保険等に関する情報を説明するとともに、その事業活動を通じて自転車損害保険等への加入の勧奨に努めなければならない。

4 自転車貸出業者は、その貸し出す自転車について自転車損害保険等に加入するよう努めなければならない。

●商店街での自転車事故防止のための取組を規定

(自転車利用者の責務)

第4条 自転車利用者は、道路交通法、府条例その他の法令の規定を遵守するとともに、次に掲げる事項を励行すること等により自転車の安全な利用に努めなければならない。

- (2) 商店街の区域内を通行しようとするときは、必要に応じて自転車を押して歩くこと。
(商店街における自転車に関する事故防止の取組等)

第7条 商店会は、本市、警察等の関係機関と連携し、商店街における自転車に関する事故防止のために必要な取り組みを実施するよう努めなければならない。

2 市長は、必要があると認めるときは、前項に規定する取組を実施しようとする商店会に対し、必要な情報及び資料の提供その他の支援を行うことができる。

3 市長は、商店会が第1項に規定する取組を実施する場合（前項の規定による支援を受けて実施する場合を含む。）は当該商店会からの申請に基づいて当該取組の内容を公表することができる。

4 商店街を通行する自転車利用者は、道路交通法、府条例その他の法令の規定を遵守するとともに、前項の規定により公表された商店会の取組に協力するよう努めなければならない。

●自転車交通安全教育を充実するよう、学校や保護者の責務を規定

（自転車交通安全教育等）

第8条

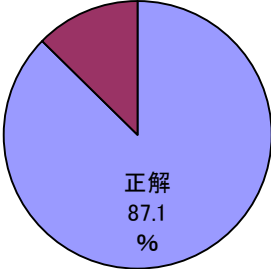
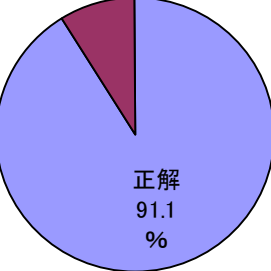

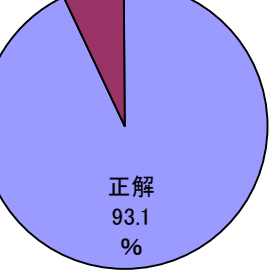
3 市立の小学校、中学校及び高等学校の長は、児童又は生徒に対して、その教育課程において自転車交通安全教育を実施しなければならない。

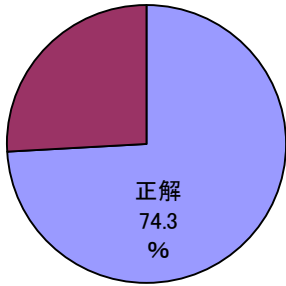
6 本市は、就学前の児童を養育する保護者に対して自転車交通安全教育を実施するよう努めるとともに、当該保護者を対象に自転車安全教育を実施するものに対して、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。


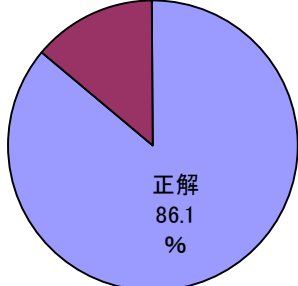
7 本市は、京都府が行う自転車交通安全教育の促進を図るための事業の円滑な推進に協力するとともに、本市の区域内における自転車安全利用推進員の活動が円滑かつ効果的に行われるよう、必要な措置を講じるものとする。

自転車安全利用に関するアンケート結果

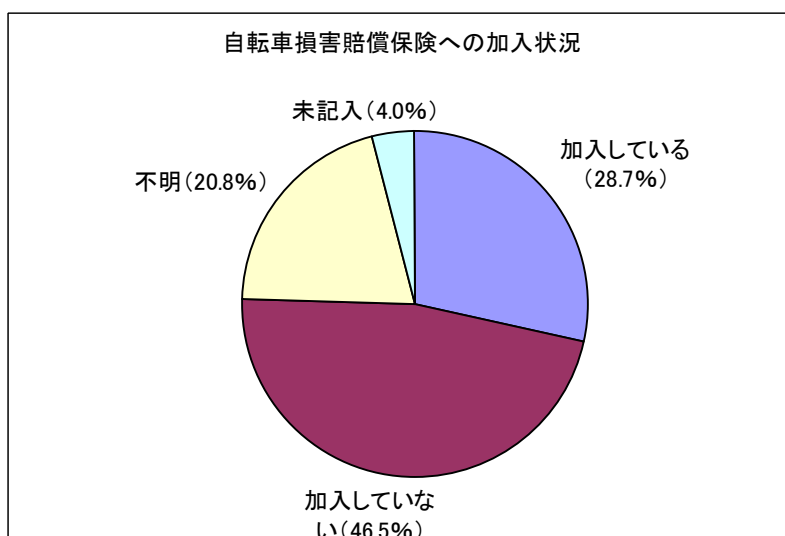
1 自転車のルールやマナーに関する質問

No. 1	四条通や河原町通は、車道・歩道ともに自転車に乗ってはいけない時間帯がある。	
正解	解 説	正 解 率
○	四条通（東大路通～烏丸通）および河原町通（御池通～仏光寺通）は、8時～21時の時間帯は歩道・車道ともに自転車通行禁止です。	 <p>正解 87.1 %</p>
No. 2	新京極通を自転車で通行するときは、小学生の通学時間帯以外は自転車に乗って通行してもよい。	
正解	解 説	正 解 率
×	新京極通（四条通～三条通）は、終日自転車通行禁止区域です。自転車は押して通行してください。	 <p>正解 91.1 %</p>
No. 3	 自転車は車道を通行することが原則であるが、左の標識がある歩道は例外として自転車に乗ってもよい。	
正解	解 説	正 解 率
○	これは「自転車及び歩行者専用」標識です。自転車は車道の左側を通行することが原則ですが、「自転車及び歩行者専用」標識がある歩道のみ、自転車での通行が可能です。ただし、自転車で通行するときは、歩行者の通行を妨げてはいけません。	 <p>正解 93.1 %</p>

No. 4 御池通の歩道を自転車で通行するときは、車道側を通行しなければならない。		
正解	解 説	正 解 率
<input type="radio"/>	御池通には「自転車及び歩行者専用」標識があるので、歩道上での自転車の通行が可能です。歩道上を自転車で通行する場合は、車道側をすぐ停止できる速度で通行しなければなりません。	 <p>正解 74.3 %</p>

No. 5  左の標識のあるところでは、自動車だけでなく自転車も一時停止しなければならず、違反すると懲役や罰金の罰則が科される。		
正解	解 説	正 解 率
<input type="radio"/>	これは「一時停止」の標識です。この標識のあるところでは、自転車も一時停止し、安全を確かめなければなりません。また、違反すると、罰則として3月以下の懲役または5万円以下の罰金が科されます。	 <p>正解 86.1 %</p>

2 自転車損害賠償保険に関する質問



自転車損害賠償保険に加入していると回答した人は全回答者の 28.7% (101 人中 29 人) だった。

加入していると回答した人のうち、TS マーク付帯保険への加入者が 11 人、民間保険会社の自動車保険や火災保険、傷害保険等の特約への加入者が 16 人 (複数回答可)、不明と回答した人が 4 人であった。

国道9号五条通自転車道社会実験（国土交通省近畿地方整備局京都国道事務所）

(1) 実施期間

平成22年11月22日（月）～平成22年12月3日（金）の12日間

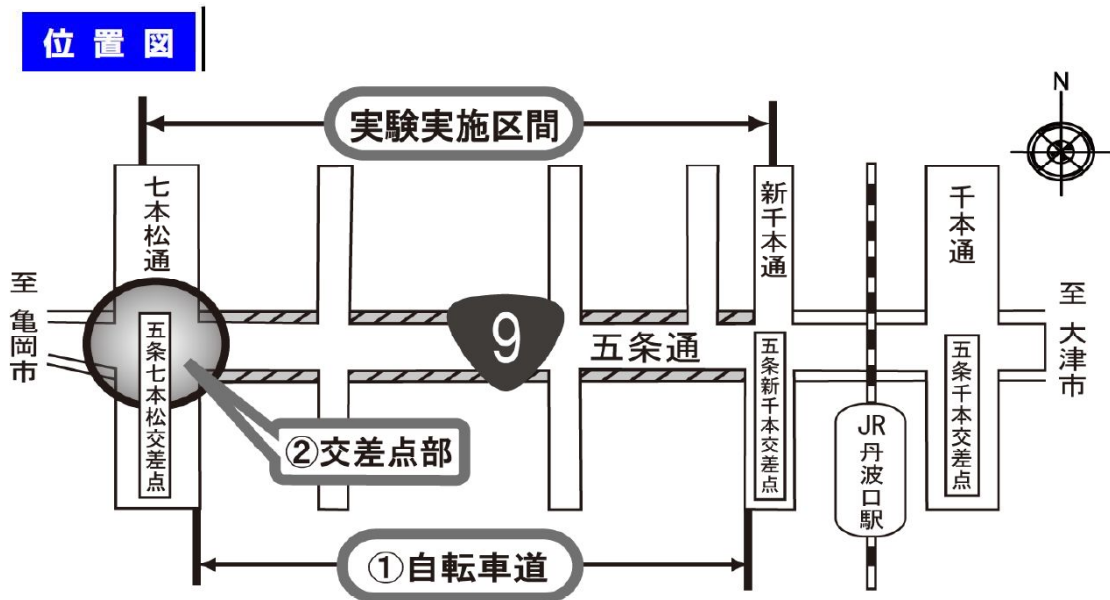
(2) 実施箇所

京都市下京区 国道9号 五条千本交差点～五条七本松交差点間（L=183m）

(3) 実験内容

- ① 車道を1車線利用し自転車道を設置。
- ② 交差点部において、誘導線による自転車と歩行者の分離状況について調査。
- ③ バス停において、構造及び自転車とバス利用者との幅輻について検証。

(4) 実験イメージ



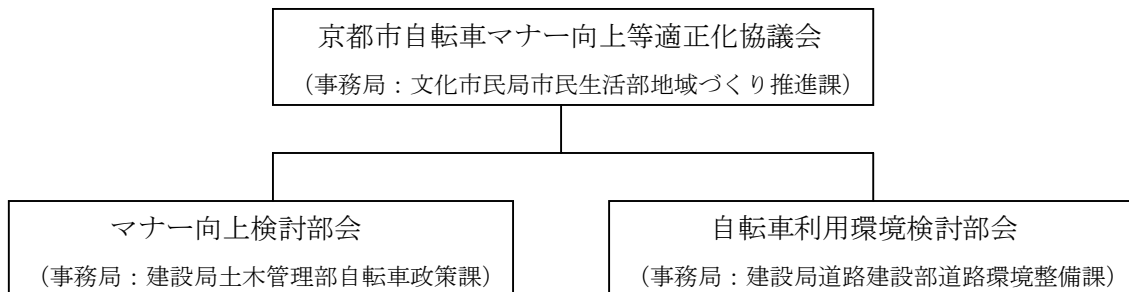
① 自転車道



② 交差点部



1 京都市自転車マナー向上等適正化協議会



	組織名	協議会	マナー向上 検討部会	自転車利用 環境検討部会
京都市	文化市民局市民生活部地域づくり推進課	○	○	
	文化市民局市民生活部サービス事業課	○	○	
	都市計画局歩くまち京都推進室	○	○	○
	建設局土木管理部自転車政策課	○	○	○
	建設局道路建設部道路環境整備課	○		○
	区まちづくり推進課 (当番区)	○	○	
	教育委員会体育健康教育室	○	○	
京都府警察本部	交通部交通企画課	○	○	○
	交通部交通規制課	○		○
	交通部交通指導課	○	○	○
	交通部駐車対策課	○	○	○

2 マナー向上検討部会での取組計画

- 【ステップ1】統一したグッズの作成
- 【ステップ2】マナー啓発活動の実施
- 【ステップ3】指導員の制度化
- 【ステップ4】自転車保険への加入義務化
- 【ステップ5】自転車登録制度（ナンバープレート制）の導入